

国際人道法に対する「テロ犯罪」の影響（2・完）

How does “Crime of Terrorism” Impact International Humanitarian Law? --Part II

田 村 恵理子

特定の行為をその主体の如何を問わずテロ犯罪と規定し、他の国内犯罪より大きい非難に値するものとして諸国の協力により処罰を確保することを目指す反テロ国際法は、国際人道法が一定の条件で戦闘員資格を付与し又は非国家紛争当事者（反徒）を構成するとして位置づけてきた不正規兵をテロ犯罪者と見做し、不正規兵の暴力行為を人道法上の合法／違法に拘らず全て違法かつ加重的に非難されるテロ犯罪として刑事責任を問うものである。本稿は、9. 11事件を契機に一層強化されてきた反テロ国際法が、人道法の構造に与えかねない影響について法的観点から分析するものである。

キーワード：国際人道法、反テロ条約、テロ犯罪、適用除外、安保理決議、国家実行

目 次

I 問題の所在

II 人道法と反テロ条約の適用関係

1 概観

2 国家の軍事その他の公務に使用される対象につき適用除外とする反テロ条約

3 武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象を適用除外とする反テロ条約

4 人道法との相互排他的適用を定める反テロ条約

5 人道法との重疊的適用を定める反テロ条約

6 人道法との適用関係につき沈黙する反テロ条約

7 小括

（以上、前稿）

III 9. 11事件後の国連安保理決議

1 前史

2 2001年安保理決議第1373号

3 安保理によるテロ行為の定義とその影響

4 「外国人テロリスト戦闘員」の処罰

5 小括

IV 国家実行

1 包括的テロ防止条約案の起草過程

- 2 武力紛争における軍隊の活動等につき明示的な適用除外規定を置く国内法
- 3 武力紛争における軍隊の活動等につき適用除外規定を置かない国内法
- 4 武力紛争における軍隊の活動の適用除外規定への新規な解釈?—欧州連合 (EU)
- 5 小括

V 結語

(以上、本稿)

III 9.11 事件後の国連安保理決議

1 前史

9.11 事件以前から安保理は、特定のテロ行為を念頭にテロリズムが国際の平和と安全の維持にとって重要な問題であることを認識しており¹、特定国に対して、テロ被疑者を関係国に引き渡すように²、あるいはその領域をテロリストの拠点や訓練に使用させないように要求し³、さらには、かかる要求の不遵守を理由として非軍事的強制措置を国連憲章第7章の下で決定していた⁴。中でも、後者の例である1999年安保理決議第1267号は、アフガニスタンを実効支配するターリバーンがその下にウサマ・ビン・ラーディンその他のテロリスト匿い、彼らを米国に引き渡すことなく⁵テロ行為の訓練や計画を続けさせているとして、国連加盟国に対し、ターリバーンが所有・賃借・運航する航空機の離発着を禁止し(本文第4項(a))⁶、安保理の全理事国によって構成される安保理下の委員会(以下「ターリバーン制裁委員会」)が指定した⁷、ターリバーンが所有・管理する財産から生じるものを含む資金その他の経済資源(以下まとめて「資産」とする)を凍結し、かつ、当該指定資産その他類似のあらゆる資産が自国民又は自国領域下にいる者によってターリバーンの利益のために用

¹ 初期の例として、幾つかの民間航空機ハイジャック事件及び人質事件に関して、安保理決議第579号(1985年)、同第638号(1989年)。

² 1988年パンナム機爆破事件に関しリビアに対して安保理決議第731号(1992年)、1995年エチオピアでのエジプト大統領暗殺事件に関しエチオピアに対して同第1044号(1996年)。

³ 1998年在ケニア及びタンザニア米国大使館爆破事件に関しアフガニスタン(ターリバーン)に対して安保理決議第1214号(1998年)。

⁴ リビアに対して安保理決議第748号(1992年)及び同第833号(1993年)、エチオピアに対して同第1054号(1996年)、アフガニスタン(ターリバーン)に対して同第1267号(1999年)。

⁵ ビン・ラーディンらは、在ケニア及びタンザニア米大使館を爆破し米国民を死傷させたかどで米国裁判所に起訴されており、米政府はターリバーンに対しビン・ラーディンらの引渡しを要請していた。

⁶ 但し、ターリバーン制裁委員会が「人道上の必要(メッカへの巡礼(Hajj)のような宗教的義務を含む)を理由として」事前に承認した航空機の離発着は除外される。

⁷ 指定資産のリスト(Consolidated List)は、同決議のほか、後の安保理決議第1333号(2000年)、同第1526号(2004年)及び同第1617号(2005年)に従って作成されてきた。

⁸ 但し、ターリバーン制裁委員会が「人道上の必要を理由として」ケースバイケースで許可する場合は適用除外とするとされた。もっとも、当該但し書き部分は、2002年安保理決議第1452号により失効し、代わりに、ターリバーン制裁委員会が「食料、賃借・抵当、医薬品・医療、租税、保険、公共の支払[...]を含む基本的費用のために必要」と決定した当該資産については適用除外とするとされた(本文第1項(a)及び第4項)。

いられないよう確保する⁸ことを義務付けると共に（本文第4項(b)）、その違反者を処罰することを要請（call upon）した（本文第8項）。

以上の資産凍結及び利益供与禁止の措置は、2000年安保理決議第1333号によりその対象が拡大され、ビン・ラーディン及び彼と関連する個人・団体並びにアル・カーイダのメンバー及びアル・カーイダと関連する個人・団体—ターリバーン制裁委員会が指定する—にも及ぶこととなった（本文第8項(c)）。なお、2005年安保理決議第1617号は、個人・団体がターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダと「関連する（associated with）」ことの意味を明確化し、かかる関連性を示す行動ないし活動には次のものが含まれると決定した（本文第2項）。すなわち、①ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダとその支部（cell）、分会（affiliate）、分派組織（splinter group）又は派生的存在（derivative）（以下「ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダあるいはその派生組織」とする）によって、これと共同して、その名の下に、それを代表して、又はそれを支持して行われる行為や活動に資金を提供し、それらの計画、促進、準備又実行に参加すること、②ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダあるいはその派生組織に対し武器及びその関連物資を供給、販売、移転すること、③ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダあるいはその派生組織のために徴募を行うこと、④その他の方法で、ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダあるいはその派生組織によって、これと共同して、その名の下に、それを代表して、又はそれを支持して行われる行為や活動を支援すること、であると⁹。

2 2001年安保理決議第1373号

9.11事件の発生を受け、安保理は翌日の安保理決議第1368号において、9.11事件でのテロ行為を一他全てのテロ行為と同様に—国際の平和と安全に対する脅威と見做した（本文第1項）。その上で約2週間後、テロ行為一般を防止・抑圧することを目的として、安保理決議第1373号が全会一致で採択された。

国連憲章第7章に基づく同決議は、加盟国に対し、テロ行為への資金供与を防止・抑圧し（本文第1項(a)）、テロ行為の実行に用いられると知りながら故意に自国民によって又は自国領域内で行われるテロ行為への資金提供・収集を国内法上犯罪化し（同上(b)）、テロ行為を実行し又はテロ行為の実行を促進しこれに参加する個人、かかる個人に所有・管理される団体、それら個人・団体のために又はその指示下で行動する個人・団体の資産を凍結し（同上(c)）、以上の個人・団体の利益のために自国民又は自国領域下にいる個人・団体があらゆる資産又は関連のサービスを用いることも禁止し（同上(d)）、テロ行為への資金供与、テロ行為の計画・準備又はテロの実行に参加し、あるいはテロ行為を支援した者の処罰を確保するよう義務付けた（本文第2項(e)）。同決議はさらに、安保理の

⁹ 以上の内容は、後続の安保理決議第1822号（2008年）、同第1904号（2009年）、同第1989号（2011年）、同第2083号（2012年）、同第2161号（2014年）等でも、再確認されている。

全理事国によって構成される安保理下の委員会（以下「反テロリズム委員会」）を設置し、全ての加盟国が提出する報告に基づき同決議の実施を定期的に監視する体制を作り出した（本文第6項）。

この安保理決議第1373号は、先の安保理決議第1267号及び同第1333号と幾つかの点で相違している。第1に、資産凍結及び利益供与禁止の措置の対象が、ターリバーン、ビン・ラーディン又はアル・カーイダあるいはそれらと関連する個人・団体から、それらに限定されない広範なテロリスト・テロ団体へと大幅に拡大されている。第2に、当該テロリスト・テロ団体に対する自国民又は自国領域下にいる者による利益供与の禁止について、「資産」のみならず「関連のサービス」による利益も禁止対象に追加された上、それらは「あらゆる」と形容されており具体例も示されていないため、加盟国の裁量で拡大解釈することも可能である。しかも、そのような禁止される利益供与を行った者の処罰について、安保理決議第1267号は「要請」するに留まっていたのに対して、同第1373号は「決定」という語で明確に義務付けている。

第3に、同決議は、特定の具体的事態に対する一時的な措置を加盟国に義務付けることを超えて、一定の事項（テロ行為の防止・抑圧）につき一般的内容と永続的性格を有する義務を課すものである点で、安保理による立法的機能の行使と言える¹⁰。そのことをよく示すのは、同決議上の義務にテロ行為への資金供与の犯罪化が含まれていたことにより、同内容を規定するテロ資金供与防止条約の批准国が同決議後一同決議採択当時の4ヵ国から一増し、発効に必要な22の批准国数を早くも2002年4月に満たした事実である。こうして同決議は、テロ資金供与防止条約の非締約国を含む全ての加盟国が同条約を受諾することを実質上義務付けるに等しい効果をもったのである¹¹。

もっとも、安保理決議第1373号は、資金供与の対象である場合及びその他の場合における「テロ行為」に言及しながら、その定義を示してはいない。よって、同決議を履行する各加盟国には、そこにいう「テロ行為」を定義する裁量の余地が存在していた。しかし、次節で見ると、安保理は独自に「テロ行為」を定義するようになり、それが加盟国に少なからぬ影響を及ぼすこととなった。

3 安保理によるテロ行為の定義とその影響

2004年安保理決議第1566号は、上述の同第1267号や第1373号等を再確認しつつ、憲章第7章下で、「テロ行為」を次のように定め、かかる行為は「政治的、哲学的、イデオロギー的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によっていかなる場合にも正当化されない」とした（本文第3項）：

死若しくは身体の重大な傷害を引き起こし又は人質をとる意図をもって、公衆（general public）又は人々（persons）の集団若しくは特定の人々に恐怖を与える目的で、あるいは、住民（a population）を威嚇し又は何らかの作為若しくは不作為を政府若しくは国際組織に対して強要する目的でなされる、テロに

¹⁰ 浅田正彦「国連安保理の機能拡大とその正当性」村瀬信也編『国連安保理の機能変化』（東信堂、2009年）4、23頁。安保理による立法的機能の行使が合憲ないし合法なのか、そうであっても正当ないし正統なのかに関する議論に本稿は立ち入らない。

¹¹ 中谷和弘「テロリズムに対する諸対応と国際法」山口厚・中谷和弘編『安全保障と国際犯罪』（東大出版会、2005年）109頁；古谷修一「国際テロリズムに対する国連安保理の対応—立法的・行政的機能の拡大—」村瀬『前掲書』（注10）49頁。

関する条約及び議定書の範囲内にありそれらにおいて定義された犯罪行為で、文民(civilians)に対するものを含む。

本稿の関心から注目されるのは、ここでは犯罪行為の対象として「公衆」「人々」「住民」という一般的用語と、人道法上の用語である「文民」とが一テロ資金供与防止条約第2条とは異なり一列で使用されていることから、安保理は、武力紛争時とそれ以外を区別することなくテロ行為を定義しようとしているように見える¹²。第II章で見た諸反テロ条約が、武力紛争時の適用除外あるいは人道法との関係について様々に対応していたことは、対照的である。

では、安保理による上記のようなテロ行為の定義は、法的にいかなる意味をもつのだろうか。ある論者によれば、当該定義は「作業上の定義(a working definition)」に過ぎず、加盟国が安保理決議を履行してテロ行為を国内犯罪化する際に従うべき法的拘束力ある定義ではない、とされる¹³。別の論者も、同決議の本文全体が憲章第7章下で定められてはいるが、個別の項で「決定する」と付されているのは第9項(安保理全構成国から成る作業部会の設置)と第12項(引き続きこの問題を検討する旨)のみで、上記の第3項は「想起する(recall)」と付されているため、その内容は法的拘束力をもつ国際立法とは言い難いとする¹⁴。にも拘らず、次章で示すように幾つかの国家実行は、直接・間接に上記安保理決議の示す一多分に政治的な一テロ概念に影響を受け、人道法上対等な武力紛争当事者であるはずの国家軍と反徒軍を別様に扱い、人道法上違法な行為が重ねてテロ犯罪とも見做されるのは非国家紛争当事者(反徒)の軍隊のみだと解するだけでなく、反徒軍についてのみ人道法上合法的な敵対行為もテロ犯罪と見做したり、とりわけ安保理が指定したテロリスト・テロ団体であることやその政治的・宗教的・イデオロギー的動機等一人道法上不要な主観的要素一を考慮して反徒軍としての組織性要件を満たしても武力紛争当事者と認めなかったりしている。

4 「外国人テロリスト戦闘員」の処罰

さらに安保理は、2014年になって「外国人テロリスト戦闘員(foreign terrorist fighters)」という表現を決議で用いるようになった。まず、安保理決議第2170号は、文民の死亡等を引き起こす目的で数多くのテロ犯罪を行っている「イラクとレヴァントのイスラム国(ISIL)」及び「ヌスラ戦線(Al Nusrah Front)」がイラクとシリアの領域の一部を支配下に置いたことに重大な懸念を表明し(前文第5,6項)、憲章第7章に基づき、イスラム国及びヌスラ戦線並びに関連の個人をアル・カーイダ制裁リストに含め(本文第18,19項)、加盟国に対し一安保理決議第1373号の諸措置に加えて一外国人テロリスト戦闘員がイスラム国、ヌスラ戦線、及びその他のアル・カーイダと関連する個人・集団等に流入するのを阻止し、そのように徴募された外国人テロリスト戦闘員を裁判にかけるために国内措置をとるよう義務付けた(本文第8項)。次に、

¹² J. Pejic, “Armed Conflict and Terrorism: There is a (Big) Difference,” in A. de Frias, K. Samuel and N. White (eds.), *Counter-Terrorism: International Law and Practice* (OUP, 2012), p. 196.

¹³ B. Saul, “Criminality and Terrorism,” in *Ibid.*, p. 145.

¹⁴ 浅田「前掲論文」(注10)38頁(注90)。

安保理決議第 2178 号は、憲章第 7 章に基づき、より詳細に次のことを加盟国に義務づけた：①外国人テロリスト戦闘員の徴募・組織化・移送・装備、及び、外国人テロリスト戦闘員の渡航又はテロ行為への資金供与を防止し抑圧すること（本文第 5 項）、②自国民が外国人テロリスト戦闘員となること、自国領域下にいる個人が外国人テロリスト戦闘員となること、並びに、外国人テロリスト戦闘員の渡航のために使用されることを意図して又は知りながら自国民により又は自国領域下で故意になされる資金提供・収集行為、あるいは、外国人テロリスト戦闘員の渡航を故意に組織し又はその他の方法でこれを促進する行為（徴募を含む）、をその国内法において重大な犯罪行為とすること（本文第 6 項）、③本文第 6 項に挙げる諸行為に参加する目的で自国領域への入国又は自国領域の通過を企図していることが自国の信頼に足る情報から合理的根拠をもって信じ得る個人の、入国又は通過を防止すること（本文第 8 項）。より注目すべきことに同決議は、「外国人テロリスト戦闘員」を次のように定義した（前文第 9 項）：

テロ行為の実行・計画・準備、テロ行為への参加、又はテロリストの訓練の提供ないし受領（武力紛争に関連する場合を含む）を目的として、その国籍国ないし常居所地国以外の国家に渡航する個人（下線部筆者）。

以上から次のことが読み取れる。第 1 に、「戦闘員」という表現からも推測され、かつ安保理決議第 2178 号の上記定義が明らかにしたように、外国人テロリスト戦闘員に関して新たにテロ犯罪とすべきとされた行為は、武力紛争に関連する場合を含むので、人道法の規律対象行為である。しかも、当該行為は、人道法上違法な行為（例えば文民に対する攻撃）に限定されていない¹⁵。それどころか、武力紛争の非国家当事者による人道法上合法的な敵対行為を支援するため外国に渡航する個人は、当該当事者がテロリストと指定された組織（イスラム国など）であれば、外国人テロリスト戦闘員として処罰の対象とされる。第 2 に、人道法上合法的な敵対行為を支援するため外国に渡航する個人のために第三者が故意に行う資金供与も処罰されること、それはテロ資金供与防止条約で犯罪とされる行為—人道法上違法な行為のための資金供与—と合致せず、これを大きく超える¹⁶。しかし、前節で引用した安保理決議第 1566 号が、「テロに関する条約及び議定書の範囲内にありそれらにおいて定義された犯罪行為」としてテロ行為を定めていたことと、矛盾するのではないだろうか。このことが、次章で示すように、反テロ条約のみ人道法上合法的な敵対行為も反テロ条約上のテロ犯罪と見做す国家実行に拍車をかけているように思われる。

5 小括

9. 11 事件から間もなくして出された 2001 年安保理決議第 1373 号は、テロ行為一般を国際の平和と安全に対する脅威と認定したが、テロ行為を定義しないままテロ行為への資金供与の犯罪化及び広範なテ

¹⁵ S. Kraehenmann, “Foreign Fighters under International Law” Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, Academy Briefing, No. 7 (October 2014), p.42.

¹⁶ *Ibid.*

口防止・抑圧措置を加盟国に義務づけた。その後、2004年安保理決議第1566号は、武力紛争時とそれ以外を区別することなくテロ行為を独自に定義したが、「テロに関する条約及び議定書の範囲内にありそれらにおいて定義された犯罪行為」という枠を付けることも忘れなかった。しかし、2014年安保理決議第2178号は、テロリストと指定されても武力紛争の当事者たり得る反徒による人道法上合法的な敵対行為を支援するため外国に渡航する個人を「外国人テロリスト戦闘員」として処罰するよう、さらに、当該個人のために第三者が故意に行う資金供与も処罰するよう、加盟国に義務付けた。これは、テロ資金供与防止条約がテロ犯罪としていない行為を犯罪化するものであって、安保理がテロ行為を定義する際に自ら付していたはずの枠を越え、第II章の最後で述べたように、反徒による人道法遵守の誘因を完全に奪う形で人道法に挑戦を突き付けるものといえる。

IV 国家実行

1 包括的テロ防止条約案の起草過程

テロ行為の包括的な定義をめぐる国際社会の動きは、1972年のイスラエル・ロッド空港乱射事件とミュンヘン・オリンピックの選手村イスラエル選手人質殺害事件を契機として、同年の国連総会決議でテロ行為に関する包括的な条約案の作成と定義の問題が検討されることが決まった¹⁷ことに端を発する。もっとも、その議題の長さは、包括的テロ防止条約作成の困難さを示していた¹⁸。

1994年国連総会決議第49/60号はその附属書として、「国際テロリズムを根絶するための諸措置に関する宣言」を採択した。この宣言は、「政治的目的のために、公衆、人の集団及び特定の人に恐怖の状態を引き起こすことを意図し又は計画して行われる犯罪行為は、政治的・哲学的・イデオロギー的・人種的・民族的・宗教的又は他の同様の考慮によっていかなる場合にも正当化されない」（第3項）と規定した上で、テロ行為の防止、抑圧及び根絶に関する現行の国際法枠組の再考を要請していた。これを受けて、国連総会は1996年決議第51/210号において、国際テロリズムを扱う諸条約の包括的な法的枠組を発展させるための手段を検討する特別委員会¹⁹の設置を決定した（本文第9項）。こうして、インドの草案を叩き台として2000年第55会期から、「国際テロリズムに関する包括的条約案」（以下「包括的テロ防止条約案」）の起草及び審議が、特別委員会及び総会第6（法律）委員会下の作業部会において行われることとなった²⁰。

インド草案は、第2条で犯罪となるテロ行為を規定し、「全ての個人が如何なる手段を用いてであれ、

¹⁷ UN Doc. A/RES/3034 (1972). その議題は “Measures to prevent international terrorism which endangers or takes innocent human lives or jeopardizes fundamental freedoms, and study of the underlying causes of those forms of terrorism and acts of violence which lie in misery, frustration, grievance and despair and which cause some people to sacrifice human lives, including their own, in an attempt to effect radical changes” であった。

¹⁸ 西井正弘「テロリストによる核の脅威への法的対応—核物質防護条約改正によるテロ対策を中心に」『世界法年報』第26号（2007年）103頁。

¹⁹ なお、特別委員会は別途、1997年爆弾テロ防止条約、1999年テロ資金供与防止条約、及び2005年核テロ防止条約を作成した。

²⁰ UN Doc. A/C.6/55/L.2 (2000), p. 2.

住民を威嚇し又は政府若しくは国際組織に対し何らかの作為若しくは不作為を強要する目的で、不法かつ故意に、人の死若しくは重大な身体的傷害又は国家・政府施設、公共輸送システム、コミュニケーションシステム若しくはインフラ施設への重大な損害を引き起こす行為」とした上で、第18条2項において、上述の爆弾テロ防止条約第19条2項等と同一の規定—武力紛争における軍隊(armed forces)の活動で人道法により規律されるもの(which are governed by international humanitarian law)、及び、国家の軍隊(military forces of a State)がその公務の遂行に当たって行う活動で他の国際法の規則により規律されるもの(inasmuch as they are governed by other rules of international law)は、この条約によって規律されない(順に第一文と第二文)—を置いていた²¹。主に欧米諸国はこのインド草案に賛同したのに対して、イスラム協力機構(以下「OIC」)加盟国²²を代表するマレーシアは、用語の定義を規定するインド草案第1条に、1999年OIC反テロ条約第1条2・3項²³と同内容の「テロリズム」及び「テロ犯罪」の定義も追加すべきこと、並びに、インド草案第2条に—ここでもまたOIC反テロ条約第2条(a)²⁴と同じく—「外国による占領、侵略、植民地主義及び覇権に抵抗して解放と自決のために国際法の諸原則に従ってなされる人民の闘争(武力によるものを含む。)は、テロ犯罪と見做されない」との規定を追加すべきことを提案した²⁵。

上記のインド草案第1条に対するOIC提案は、その一部を同草案第2条1項に入れることで解決されるとする見解が多数を占めたため受け入れられず²⁶、また、上記のインド草案第2条に対するOIC提案も、人民解放闘争でのあらゆる行為—人道法違反のそれも—がテロ犯罪と見做されなくなることを懸念した多数の諸国の反対により受け入れられず²⁷、インド草案第2条の実質を変えないコーディネーターによる修正案が受け入れられた²⁸。他方、インド草案第18条1項の保留条項に対するOIC提案—「この条約のいかなる規定も、国際法、とくに国連憲章の目的及び原則並びに人道法に基づいて国家及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない」²⁹(傍点筆者)

²¹ UN Doc. A/C.6/55/1 (2000).

²² 1969年に設立された政府間国際組織で、イスラム教徒が多数を占める国家が加盟国となっており、2018年8月末現在その数は57ヶ国に上る。

²³ 同条約において「テロリズム」は、「動機又は目的の如何を問わず、人々を威嚇し、危害を加えると脅迫し、人々の生命・尊厳・自由・安全・権利を毀損し、環境その他の施設若しくは財産を危険に晒し、[...] 国家資源や国際的施設に危害を加え、又は独立国家の安定・領土保全・政治的統一・主権を脅かす意図をもって、個人的若しくは集団的な犯罪計画を実行するあらゆる暴力ないしその威嚇」と、また「テロ犯罪」は、「何れかの加盟国において、その国民・財産・利益に対して又は外国の施設若しくは加盟国領域に居住する外国の国民に対して、テロリズムを実現するために実行され着手される国内法上のあらゆる犯罪」と、何れも非常に広く定義されている。これらは、1998年アラブ連盟反テロ条約第1条2・3項とほぼ同一である。

²⁴ アラブ連盟反テロ条約第2条(a)及び1999年アフリカ統一機構反テロ条約第3条1項も、ほぼ同一の内容である。

²⁵ UN Doc. A/C.6/55/WG.1/CRP.30 (2000).

²⁶ UN Doc. A/56/37 (2001), p. 12, para. 9.

²⁷ *Ibid.*, p. 13, para. 14.

²⁸ UN Doc. A/C.6/56/L.9 (2001), Annex I B.

につき「国家及び個人」に加えて「人民」の語も挿入すべし—は、そのままコーディネーターによる修正案とされて受け入れられた³⁰。というのも、それは、人民解放闘争における行為を条約案の適用除外とするのではなく、人民解放闘争にかかる他の国際法（人民の自決権）を条約案が害しないことを述べるに過ぎないからである³¹。

OIC 加盟国はさらに、インド草案第 18 条 2 項第一文につき、「軍隊」の語を削除して、「武力紛争における活動で人道法により規律されるものは、この条約により規律されない」と修正するよう提案した³²。しかし、2001 年に入って OIC 加盟国は、「武力紛争（外国による占領を含む。）における紛争当事者（the parties）の活動で人道法により規律されるものは、この条約により規律されない」³³という内容に変更した（傍点筆者）。武力紛争に「外国による占領を含む」という語を追加したのは、武力紛争に人民解放闘争が含まれることを明示するためである³⁴。「軍隊」ではなく「紛争当事者」という表現としたのは、国家だけでなく—これと同様に—人民解放団体や反徒の軍隊の活動が条約の適用除外とされることを明確化する必要があったからである³⁵。事実、「軍隊」の語を支持する多くの欧米諸国は、国家の軍隊に限定して解釈する余地を示していたのである³⁶。

より重要なことに、これら OIC 修正案は、人民解放闘争を含む武力紛争における人道法上違法な行為を許容する趣旨ではなく、人道法上合法的な行為を条約が適用対象としテロ犯罪と見做すことに反対していた³⁷。2005 年にインド草案第 18 条に追加提案された 5 項—「この条約は、人道法が規律する人道法上違法でない行為を違法とするものでない」—³⁸は、OIC 加盟国を含めどの国家からも異議なく採択された。事実、OIC 加盟国の 1 つヨルダン、文民に対し死又は重大な身体的傷害を引き起こす場合を除く武力紛争における全ての活動は、条約の適用除外とすべきと提案し³⁹、全ての武

²⁹ 爆弾テロ防止条約第 19 条 1 項、核テロ防止条約第 4 条 1 項、テロ資金供与防止条約第 21 条、北京条約第 6 条 1 項、及びハーグ条約第 3 条 bis 1 項（北京議定書による補足）に、同内容の規定がある。核物質・原子力施設防護条約第 2 条 4 項(a)は、「…[略]…締約国（State Parties）が有する他の権利、義務及び責任…[略]…」と一部変更した規定を置く（傍点筆者）。

³⁰ UN Doc. A/57/37 (2002), Annex IV. 加えて、インド草案第 18 条に新たに 4 項—「同条は、他の点で違法な行為を容認し又は合法化するものではなく、また、他の法によって訴追することを妨げるものでもない」—を追加するコーディネーター修正案も、受け入れられた。これと同内容の規定は、核テロ防止条約第 4 条 3 項、核物質・原子力施設防護条約第 2 条 4 項(d)、北京条約第 6 条 3 項、及びハーグ条約第 3 条 bis 3 項（北京議定書による補足）にある。

³¹ A. R. Perera, “The Draft United Nations Comprehensive Convention on International Terrorism,” in B. Saul (ed.), *Research Handbook on International Law and Terrorism* (Edward Elgar, 2014), p. 160.

³² M. Hmound, “Negotiating the Draft Comprehensive Convention on International Terrorism: Major Bones of Contention” *Journal of Int’l Criminal Justice*, Vol. 4, No. 5 (2006), p. 1036.

³³ UN Doc. A/57/37 (2002), Annex IV.

³⁴ UN Doc. A/59/37 (2004), Annex II, p. 10, para. 5.

³⁵ *Ibid.*, Annex II, p. 11, para. 6; C. Martin, “Terrorism as a Crime in International and Domestic Law: Open Issues,” in L. van den Herik and N. Schrijver (eds.), *Counter-Terrorism Strategies in a Fragmented International Legal Order: Meeting the Challenges* (OUP, 2013), p. 646.

³⁶ Pejic, *supra* note 12, p. 192.

³⁷ UN Doc. A/C.6/60/L.6 (2005), Annex, pp. 6-7, paras. 13 and 17.

³⁸ UN Doc. A/C.6/60/INF/1 (2005).

力紛争当事者による一文民に対する人道法上違法な行為以外の一人道法上合法的な行為はテロ犯罪と見做されるべきでないとしている。

こうして、インド草案第18条⁴⁰の起草過程は、包括的テロ防止条約案と人道法との適用関係について次のことを示す。上述したように、爆弾テロ防止条約第19条2項等第一文にいう「人道法による規律」の解釈として、人道法が規律するならば人道法上合法か違法かを問わず全ての軍隊の活動が条約の適用除外となるとする（人道法と反テロ条約の規律に重複を認めない）見解と、人道法上合法的な軍隊の活動のみが条約の適用除外となり人道法上違法なそれは条約上のテロ犯罪となるとする（人道法と反テロ条約の規律に重複を認める）見解が対立していたところ、後者の見解をとる国家が優勢であることが明らかとなった。そして後者の見解は、人道法上違法な行為（文民その他の敵対行為に直接参加しない者に対する暴力行為を行うために使用する資金の提供・収集行為）のみをテロ犯罪と定める、テロ資金供与防止条約第2条1項(b)とも親和的である。従って、人道法との関係で何がテロ行為の包括的定義から除外されるかについては、国家間で基本的なコンセンサスの得られる見通しがあると言える⁴¹。

他方、インド草案第18条2項第二文、つまり、「公務を遂行する国家の軍隊の活動で他の国際法により規律されるもの」をめぐる解釈対立⁴²は、膠着状態のままであった。同規定に対するOIC修正案は当初より変更されず、「国家の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動で国際法に合致するものは、この条約により規律されない」⁴³（傍点筆者）との内容であった。同内容の修正案は、ニュージーランドとスイスも共同で提案している⁴⁴。しかし、他の主要な欧米諸国はそれら修正案に反対し、インド草案を維持するよう主張した。そして、インド草案第18条2項第一文の「軍隊」が必ずしも同第二文の「国家の軍隊」と同じように解釈されるわけではないことを示すために、両者を切り離して第18条2項第二文を第18条3項とするよう提案し、これがコンセンサスで採択されることとなった⁴⁵。この提案は、基本的に「軍隊」と「国家の軍隊」が異なる意味をもつ—前者には国家のみならず反徒の軍隊も含まれる—ことを示唆しながら、両者が必ずしも同じように解釈されないという微妙な言い方をしていることから、「軍隊」が—人民解放団体や反徒の軍隊を除く—「国家の軍隊」と同じ意味で解釈され得ることも排除していない。つまり、やはり多くの欧米諸国は、「軍隊」を国家の軍隊に

³⁹ UN Doc. A/59/894 (2005), p. 5.

⁴⁰ インド草案第18条は2007年に修正されて現行の5項構成となり（UN Doc. A/62/37 (2007), Annex, p. 8）、2010年の作業部会において第18条から現行第3条へと変更されている（UN Doc. A/C.6/65/L.10 (2010), Annex III, p. 24, para. 18）。

⁴¹ Hmound, *supra* note 32, p. 1043.

⁴² 爆弾テロ防止条約第19条2項第二文について、2005年の加入時にエジプトは、国家の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動が他の国際法に違反しない限りで条約の適用除外となるとする留保を付したのに対し、主要な欧米諸国は、当該留保は条約の適用範囲を一方的に拡大するとして異議を申し立てており、公務を遂行する国家の軍隊の活動がこれを規律する他の国際法上違法であれば条約の適用対象とすることに反対していた（つまり当該活動は他の国際法に規律されていればその合法／違法に拘らず条約の適用除外となると解している）ことが想起される。

⁴³ UN Doc. A/57/37 (2002), Annex IV.

⁴⁴ UN Doc. A/C.6/55/WG.1/CRP.28 (2000).

⁴⁵ Hmound, *supra* note 32, p. 1038.

限定して解釈する余地を示しているのである。同時に、「軍隊」と「国家の軍隊」を別の項に分けたことで、以下に述べるような問題が発生するように思われる。

すなわち、武力紛争における「軍隊」の活動は人道法により「規律される (which are governed)」であるのに対し、公務を遂行する「国家の軍隊」の活動は他の国際法により「規律される (inasmuch as they are governed)」という文言上の微妙な相違があったところ、両者を別様に解釈する余地が一層高まり、よって解釈対立が先鋭化するのではないか。先ほど見たように、武力紛争における「軍隊」の活動については人道法上合法な場合のみ条約の適用除外となる（人道法上違法な活動は条約上のテロ犯罪となる）という解釈ではほぼ一致があったにも拘らず、公務を遂行する「国家の軍隊」の活動については、一方でOIC加盟国は、他の国際法上合法な場合のみ条約の適用除外となると解するが、他方で多くの欧米諸国は、他の国際法が規律すれば合法／違法に拘らず全て条約の適用除外となると解することになるからである。「軍隊」と「国家の軍隊」を別の項に分けなければ、OIC加盟国の解釈の方が整合性をもつと言えただろう。

このような解釈対立の背景には、国家の軍隊（及びより広く、その行為が国家に帰属する者）が重要な国際法—とくに武力行使禁止原則—に違反する行為に及ぶとき、これを「国家テロリズム」として反テロ条約の適用対象にすべきと考えるか（OIC加盟国）否か（多くの欧米諸国）という、1970年代からの古くて新しい政治的対立が抜きがたく存在している⁴⁶。国家テロリズムを認めない後者の立場は、公務を遂行する国家の軍隊による活動を—他の国際法上の合法／違法に拘らず全て—反テロ条約の適用除外とする（テロ犯罪と見做さない）だけでなく、武力紛争における国家の軍隊による人道法規律対象行為も全て—人道法上違法な行為も—テロ犯罪と見做そうとはしないはずである。すると、この立場は、人道法上違法な行為が重ねてテロ犯罪とも見做されるのは非国家紛争当事者の軍隊のみだと解することになる。その結果、同一の人道法規律対象行為であっても、国家の軍隊が行えば人道法上違法であるのみだが、非国家紛争当事者の軍隊が行えば人道法上違法でありかつテロ犯罪でもあるという違いが生じる。確かに、人道法上違法という評価は一致しているので交戦者平等適用原則に反してはいないが、交戦者の一方のみが人道法違反（戦争犯罪）よりもテロ犯罪で処罰されることが一般化すれば、間接的ながら人道法に影響を与えずにはおかないのではなかろうか。

2 武力紛争における軍隊の活動等につき明示的な適用除外規定を置く国内法

(1) 米国

パレスティナ解放機構（PLO）構成員の行った1978年のバスジャック事件⁴⁷に関する1984年「テル・オレン事件」において米国連邦控訴裁判決⁴⁸は、テロリズムが国際法違反となるか否かにつき付随的な検討

⁴⁶ B. Saul, *Defining Terrorism in International Law* (OUP, 2006), p. 188; J. Friedrichs, “Defining the International Public Enemy: The Political Struggle behind the Legal Debate on International Terrorism” *Leiden Journal of International Law*, Vol. 19, No. 1 (2006), p. 69-91.

⁴⁷ 1978年3月11日、13人の武装したPLOメンバーが船でイスラエルに上陸し、高速道路において一般市民の乗ったバス等に乗っ取って乗客を人質に取り、34人の殺害・77人の重傷（拷問を含むとされる）を行った。被害者の大半はイスラエル国民であったが、米国とオランダの国民も含まれていた。被害者らは、米国の

を行なった。いわく、テロ行為の合法性について諸国家の立場に尖鋭な対立があるため、現行国際法の下ではテロリストの攻撃が国際法違反となるとは言えない。多くの西側諸国がテロ行為を非難し、それを犯罪とする多数国間条約の作成に尽力してきた一方で、国連総会決議などにおいて、テロ行為が武力紛争における合法的な敵対行為であることや、その行為者には戦闘員資格が認められるべきことが主張されてきた。このような不調和に鑑みれば、いかにテロリズムが米国の法体系にとって厭わしいものであるとしても、国際法がテロリズムを違法化していると結論することはできない、と⁴⁹。このように米国の国内裁判所は、テロリストが戦闘員資格を持つ可能性に言及しつつ、その行為の国際法上の違法性を否定していた。

他方で、以下に見るように、複数の米国の連邦法令が、統一的でない方法でテロを定義する規定を置いている。第1に、移民国籍法⁵⁰は、第212条(a)(3)(B)(iii)で、「テロ活動(terrorism activity)」を次のように定める：

その発生地(米国又は他国)において違法な行為で、かつ、①航空機・船舶・自動車等の輸送機関のハイジャック又は破壊、②第三者に対し何らかの作為又は不作為を強要する目的で他人を拘束し殺害・傷害・継続的な拘束を脅迫すること、③国際的な保護対象者(国家元首等)に対する暴力的攻撃又はその者の自由に対する暴力的攻撃、④暗殺、⑤生物兵器・化学兵器・核兵器を利用すること、又は爆発物・小火器・その他の危険な武器を1人以上の者の安全に直接・間接に脅威を与えるか財産に重大な損害を与える目的で使用すること、⑥上記の行為の脅迫・未遂・共謀、の何れかに該当する行為。

ここでは、武力紛争における軍隊の行為等につき適用を除外する文言は置かれていない。

しかし第2に、外交関係権限法⁵¹は、第140条(d)(2)で、「テロリズム(terrorism)」を次のように規定する：

国家の下部組織(subnational groups)又は秘密要員(clandestine agent)によって非戦闘の対象(noncombatant targets)に対して行われる、予謀され政治的に動機づけられた暴力(下線部筆者)。

裁判所においてPLOや(襲撃グループを支援したとされた)リビアを相手取り外国人不法行為法(Alien Tort Claims Act, U.S. Code, Title 28, Sec. 1350, 1976)に基づき損害賠償を求める訴訟を提起した。

⁴⁸ US Court of Appeals (DC Circuit), *Tel-Oren, et al. v. Libyan Arab Republic, et al.*, 3 February 1984, 726 F.2d 774, 233 U.S. App. D.C. 384, reproduced in *International Law Reports*, Vol.77 (1988), pp. 193-257. この裁判の主要な争点は裁判所の管轄権であり、結論として(第一審と同じく)裁判所は同事件の事項管轄権をもたないと判断し、原告の訴えを棄却した。

⁴⁹ *Ibid.*, p. 225.

⁵⁰ Immigration and Nationality Act, Pub. L. 82-414, 1952; U.S. Code: Title 8—Aliens and Nationality, Section 1182.

⁵¹ Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1988 and 1989, Pub. L. 100-204, 1987.

ここでは、適用除外という形ではないが、テロリズムとされる行為が「非戦闘の対象」に限定されており、それが武力紛争における敵対行為に直接参加しない文民等も含むと解し得るならば、テロ資金供与防止条約と同様、人道法上違法な行為のみをテロリズムと規定していることになる。もっとも、当該行為の主体も「国家の下部組織」又は「秘密要員」に限定されているところ、それらに軍隊も含まれるのか、文言上「国家の」軍隊のみが含まれるのか、定かでない。

第3に、犯罪及び刑事手続に関する米国連邦法典第18編⁵²は、第1部「犯罪」中の第113B章「テロリズム」において、「国際テロリズム」を次のように定義する（第2331条1項⁵³）：

米国若しくは他国の刑事法に違反する暴力行為又は人命を危険に晒す行為であって、文民たる住民（a civilian population）を脅迫するか、脅迫を用いて政府の政策に影響を及ぼすか、大規模な破壊・暗殺・誘拐により政府の行為に影響を及ぼす意図でなされ、かつ、主に米国の領域外で行われるか、その実行のための手段や実行者の所在が米国の国境を跨ぐもの^{54,55}。

同法第2331条6項⁵⁶はまた、「移民国籍法第219条に基づき国務長官が外国テロ組織と指定した者⁵⁷、国務長官若しくは財務長官が特別なグローバルテロリスト [= その保有する米国所在の又は米国民の管理下にある財産及び財産上の利益につき一切の取引が拒否される者⁵⁸] と指定した者、又は、米国の裁判所が『軍隊』でないと決定した者は、『軍隊（military force）』に含まれない」と規定する。さらに、爆弾テロ防止条約を履行する同法第2332f条、及び、核テロ防止条約を履行する同法第2332i条は、それぞれの(d)項において適用除外を定め、「武力紛争における軍隊（armed forces）の活動で人道法により規律されるもの」及び「国家の軍隊（military forces of a state）がその公務の遂行に当たって行う活動」には適用されないとしている。

これら米国連邦法典第18編の規定は、一方で、国際テロリズムを定義するに当たっては適用除外も人道法上違法となる行為への限定もしないが、他方で、国際テロリズムに該当する特定類型の行為—爆弾テロ及び核テロ—については適用除外を定めている。後者につき注目すべきは、武力紛争における軍隊の活動は人道法の規律対象であることを明記しつつ、公務を遂行する国家の軍隊の活動については他の国際法の規律対象であることを明記していない。それが単なるミスではなく米国の

⁵² U.S. Code: Title 18—Crimes and Criminal Procedure, 1948, Ch. 645, Sec. 1, 62 Stat. 683.

⁵³ 2001年法改正でその内容が一部修正された。Pub. L. 107-56, Sec. 802 (a)(1)-(4), 2001.

⁵⁴ この最後の要件が「主に米国の領域内で行われるもの」となり、「米国の刑事法に違反する人命を危険に晒す行為」で上記と同内容の意図でなされるものは、「国内テロリズム」と定義される（同条5項）。

⁵⁵ 続く第2332b条は「米国の国境を跨ぐテロ行為」と題し、より詳細な対象行為の様態、刑事管轄権、刑罰等につき定めている。

⁵⁶ 2018年法改正で追加された。Pub. L. 115-253, 2018.

⁵⁷ 外国テロ組織として指定される要件は、①外国の組織であること、②移民国籍法第212条(a)(3)(B)の定める「テロ活動」又は外交関係権限法第140条(d)(2)の定める「テロリズム」に従事しているか、それら行為に従事する能力及び意図を有していること、③当該組織による②に該当する行為が米国民又は米国の安全保障に対する脅威を構成すること、とされる。

⁵⁸ Code of Federal Regulations, Title 31, Subtitle B, Ch. V, Part 594, Subpart B, Sec. 594.201 and Subpart C, Sec. 594.310.

条約解釈を示しているのだとすれば、当該国家軍の活動は他の国際法上の合法／違法に拘らず全てテロ犯罪と見做さない（国家テロリズムを認めない）という立場を明確にしたものと考えられる。

第4に、2003年に国防総省が発出した軍事審問委員会⁵⁹命令第2号⁶⁰は、その管轄とする人道法違反の戦争犯罪その他の犯罪の1つに「テロリズム」を挙げ、次のように規定する：

文民たる住民（a civilian population）を威嚇し若しくは強要する意図又は威嚇若しくは強要により政府の政策に影響を及ぼす意図で、故意に引き起こされる死若しくは身体的傷害又は財産の破壊であって、武力紛争の文脈で又は武力紛争と関連して行われるもの。但し、公務の遂行に当たって国家の軍隊が合法的な軍事目標に対して行う攻撃は除外される（下線部筆者）。

この規定は、当該行為の意図についてはテロ資金供与防止条約と同様の文言を取り入れているが、当該行為の対象については同条約のように「文民その他の敵対行為に直接参加しない者」に限定していない。同時に、但し書き部分は爆弾テロ防止条約等の適用除外規定を参照しているが、国家の軍隊にしか言及せず、非国家当事者の軍隊による同様の行為を除外しないようにも読める。包括的テロ防止条約案に関する前節の最後で述べたように、このような立場は、公務を遂行する国家軍の活動の場合と同様、武力紛争における国家軍の人道法規制対象行為も全て一人道法上違法な行為も一テロ犯罪と見做さず、人道法上違法な行為が重なってテロ犯罪とも見做されるのは非国家紛争当事者の軍隊のみだと解するものである。

もっとも、第5に、2006年軍事審問委員会法⁶¹は、上記2003年国防総省命令のテロリズム罪を修正している。同法は、2006年「ハムダン事件」米連邦最高裁判決⁶²が、軍事審問委員会の構成及び手続が米国軍法⁶³及びジュネーブ諸条約（とりわけ共通第3条1項(1)(d)）に違反するだけでなく、原告ハムダン氏に嫌疑がかけられた犯罪は米国軍法が軍事審問委員会の管轄下にあるとした人道法違反行為に該当しないと判断したのを受けて、制定された⁶⁴。同法においてテロリズム罪は次のように規定される（第950v条(b)(24)）：

⁵⁹ 軍事審問委員会は、2001年に米大統領が発出した軍事命令（Military Order, “Detention, Treatment, and Trial of Certain Non-Citizens in the War against Terrorism” 13 November, 2001, 66 F.R. 57833 (16 November 2001)）、及び、2002年に国防総省が発出した命令（“Military Commission Order No. 1: Procedure for Trial by Military Commissions of Certain Non-United States Citizens in the War against Terrorism” 21 March, 2002）に基づき設置され、人道法に違反して米国及びその共同交戦国への敵対行為に従事する外国人の「敵性違法戦闘員（unlawful enemy combatants）」を裁くことを目的とする。

⁶⁰ US Department of Defense, “Military Commission Instruction No. 2: Crimes and Elements for Trials by Military Commission” 30 April 2003.

⁶¹ Military Commissions Act of 2006, Pub. L. 109-366, 2006.

⁶² *Salim Ahmed Hamdan v. Donald H. Rumsfeld et al.*, 548 U.S. 557 (2006), No. 05-184, 29 June 2006.

⁶³ The Uniform Code of Military Justice, U. S. Code, Title 10, A, Part II, Ch. 47, Sec. 801-946, 2012.

⁶⁴ なお、2008年「ブメディエン事件」米連邦最高裁判決（*Boumediene et al. v. Bush et al.*, 553 U.S. 723 (2008), No. 06-1195, 12 June 2008）が、2006年軍事審問委員会法が裁判所による人身保護令状請求の審査権限を制限した点を米国憲法違反としたのを受けて、2009年に改正軍事審問委員会法（現行法）が制定されたが、テロリズム罪については改正前と変わっていない（第950t条(24)）。

威嚇若しくは強要により政府若しくは文民たる住民の行為に影響を与える意図又は政府の行為に報復する意図をもって、被保護者（protected persons）⁶⁵に対して故意に死若しくは重大な身体的傷害を引き起こす行為。

ここでは、テロリズム罪とされる行為の対象が被保護者（合法的軍事目標となり得ない者）に限定されたことで、そもそも軍隊による軍事目標への攻撃はカバーしないため、適用除外規定が不要になったと考えられる。つまり、テロ資金供与防止条約と同様、人道法上違法な行為のみをテロリズムと規定している。

（2）カナダ

カナダ刑事法典⁶⁶は第 83.01 条 1 項で次のように「テロ行為（terrorist activities）」を定義する：

暴力によって人の死若しくは身体の重大な傷害を引き起こし、行為者以外の他人の生命を危険に晒し、公衆の健康若しくは安全に対する重大な危険を作り出し、上記に挙げた行為若しくは危険を惹起しうる重大な財産的損害をもたらし、又は [...] 重要なサービス・施設・システムへの重大な介入若しくは妨害を引き起こす、カナダの内外における作為若しくは不作為であって、政治・宗教・イデオロギー上の目的や主義主張をもって、公衆の安全を脅迫するか人・政府・国内外の組織に対し何らかの作為若しくは不作為を強要する意図で（それら公衆・人・政府・組織はカナダの内外に所在しうる）、故意になされるもの。[...] 但し、武力紛争における作為若しくは不作為で武力紛争に適用される国際慣習法若しくは条約にその時と場所において従う行為、又は、国家の軍隊が公務の遂行に当たって行う活動で他の国際法の規則によって規律されるものは、含まれない（下線部筆者）。

このように、下線部に該当する場合はカナダ刑事法上テロ行為の定義から除外される。後者の下線部は、第 II 章第 3 節で見た爆弾テロ防止条約第 19 条 2 項等第二文と同様の規定振りである。これに対し前者の下線部は、当該条約第 19 条 2 項等第一文—武力紛争における軍隊の活動で人道法により規律されるものとは異なっている。第 1 に、カナダ刑事法は、武力紛争における「行為（活動）」の主体を「軍隊」に限定していない。よって、「軍隊」に非国家紛争当事者も含まれるか否かの解釈対立は生じず、文言上当然に含まれるといえる。のみならず、「軍隊」だけでなく人道法が規律する武力紛争時の全ての行為をカバーするように読めるため、敵対行為に直接参加する文民／者の行為もテロ行為の定義から除外されると解しうる。この点は、爆弾テロ防止条約第 19 条 2 項等の議論

⁶⁵ 同法第950条(a)(2)において、「何れかのジュネーブ諸条約上、保護される権利を付与された者で、敵対行為に直接参加しない文民、傷病ないし抑留によって戦闘外に置かれた軍隊構成員、軍隊の衛生要員若しくは宗教要員を含む」と規定される。

⁶⁶ Criminal Code (R.S.C., 1985, c. C-46). カナダでは、9. 11 事件を受けて2001年12月18日に制定された反テロリズム法 (Anti-terrorism Act 2002) が刑事法典を改正し、「テロ行為」の定義を新たに規定した。

でほとんど取り上げられてこなかったものであり、興味深い。

第2に、カナダ刑事法は、そのような広範な武力紛争時の行為が、人道法に規律されるに留まらず人道法に従う場合のみを除外している。つまり、テロ資金供与防止条約第2条1項(b)と同じく、人道法上合法な行為と違法な行為を分けて後者のみをテロ犯罪とする。他方、公務を遂行する国家の軍隊の活動は、他の国際法に規律されていれば合法／違法に拘らず全て除外されると解し得るので、国家テロリズムを認めない立場を示している。翻って、人道法上違法な国家の軍隊の行為は国家テロリズムと見做すのか、明確ではない(私見では、本章第1節の最後に述べたように、否定的に考える)。

このように、カナダ刑事法は、紛争当事者の区別なくかつ人道法が規律する全ての行為を視野に入れ、その中から人道法上合法な行為のみをテロ犯罪から除外し、人道法上違法な行為については人道法と抵触しないような重畳的適用を予定していると言える。もっとも、人道法上違法な国家の軍隊の行為が一非国家紛争当事者の軍隊と同様に重ねてテロ犯罪と見做されるのかは、国家テロリズムを認めることと直結するため、にわかに肯定できないと思われる。

(3) ベルギー

ベルギー刑事法典⁶⁷は、「テロ犯罪 (des infractions terroristes)」と題する第2編第1章 *ter* において⁶⁸、テロ行為を定義し、テロ行為に関連する諸犯罪類型(テロ行為実行のための徴募、テロ行為実行のための訓練の提供や受領など)を規定すると同時に、次のような適用除外規定を置く(第141条 *bis*)：

武力紛争における軍隊の活動であって人道法により定義され規律されるもの、及び、国家の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって他の国際法の規則によって規律されるものは、この章によって規律されない。

この規定は、爆弾テロ防止条約第19条2項等及びEU「テロリズムと戦う閣僚理事会枠組決定」前文第11項(後述)と同様である。

近年ベルギーの裁判所は、他国(イラク、シリア等)に拠点を置く一ベルギー政府が指定した一テロ組織(ヌスラ戦線、イスラム国等)のために現地戦闘その他の支援に従事する者をベルギー国内で徴募し派遣していた被告人の刑事裁判において、当該行為が武力紛争における人道法の規律する軍隊の活動(に関する)として、上記ベルギー刑事法典の適用除外規定に該当するか否かを判断する事件を複数扱ってきている。中でも、2016年のいわゆる“Sharia4Belgium”事件においてアントワープ高裁⁶⁹及びその上訴審である最高裁⁷⁰は、被告人の行為当時シリアでは非国際的武力紛争が存在していたと認定しつつ、被告人が支援したテロ組織(ヌスラ戦線等)は反徒の軍隊と言えるだけの組織

⁶⁷ Code pénal (8 Juin 1867).

⁶⁸ 同章は、2002年EU「テロリズムと戦う閣僚理事会枠組決定」(後述)を履行するため2003年の法改正で追加されたものである。

⁶⁹ Hof van Beroep Antwerpen, Arrest (Appeal Judgment), 26 January 2016, Case Nos. 2015/FP/1-7 - FD35.98.47-12 [hereinafter, 2016 Antwerpen Appeal Judgment].

⁷⁰ Hof van Cassatie van België, Judgment of 24 May 2016, P.16.0244.N.

性要件を満たさない—責任ある指揮と人道法遵守のための内部規律が欠如している—との理由で、上記適用除外規定（人道法上の「軍隊」）に該当しないとして被告人をテロ犯罪で有罪と判断した⁷¹。2016年ブリュッセル高裁も、類似事件のテロ組織（イスラム国等）につき同様の理由で、上記適用除外規定に該当しないと判断した⁷²。

ある論者が批判するように⁷³、上記ベルギー裁判所は、反徒の軍隊としての組織性要件の有無の認定に当たり、それとは無関係な、テロ組織に指定されている点や組織の目的（政治的動機や戦闘目的の有無）といった主観的要素をも考慮してしまっている。その結果、それら事件の当時に当該テロ組織は非国際的武力紛争の当事者たる反徒の軍隊だと大方の識者が捉えていたにも拘らず⁷⁴、上記裁判所は反対の結論を下したのである。

もっとも、テロ組織に指定されているクルド労働者党（以下「PKK」）にかかる同様の刑事事件について2017年ブリュッセル高裁は、トルコにおいて国家とPKKの間に非国際的武力紛争が存在すると認定し、かつ、PKKは人道法上の要件を満たす反徒でありその軍隊の活動は上記ベルギー刑事法典の適用除外規定に該当する（よってテロ犯罪とは見做されない）と判断した⁷⁵。同時に裁判所は、被告人の行為が当該適用除外規定に該当するからといって、それはベルギー刑事法典上の犯罪でないことを意味するに過ぎず、人道法上違法であり戦争犯罪でもあり得ると一正しく一指摘している⁷⁶。

3 武力紛争における軍隊の活動等につき適用除外規定を置かない国内法

(1) 英国

2000年テロリズム法⁷⁷—2006年テロリズム法⁷⁸（及び2008年反テロリズム法⁷⁹）による改正を反映したもの—によれば、テロリズムとは、「人（何れの場所であれ）への重大な暴力、財産（何れの場所であれ）への重大な損害、行為者以外の他人の生命を危険に晒すこと、英国内外の公衆の健康

⁷¹ 2016 Antwerpen Appeal Judgment, pp. 46-54.

⁷² Hof van Beroep Brussel, Arrest (Appeal Judgment), 14 April 2016, Case No. 2016/1262.

⁷³ V. Koutroulis, “How have the Belgian Courts Dealt with the Interplay between IHL and Counter-Terrorism Offences?,” in *Proceedings of the Bruges Colloquium, Terrorism, Counter-Terrorism and International Humanitarian Law*, 17th Bruges Colloquium 20-21 October 2016, p. 113; R. Bartels, “When Do Terrorist Organisations Qualify as ‘Parties to an Armed Conflict’ under International Humanitarian Law?” Amsterdam Law School Legal Studies Research paper No. 2018-20, Amsterdam Center for International Law No. 2018-06, p. 23.

⁷⁴ E.g., Kraehenmann, *supra* note 15, p. 23; V. Koutroulis, “The Fight against the Islamic State and *Jus in Bello*” *Leiden Journal of Int’l Law*, Vol. 29, No. 3 (2016), pp. 830-833 and 835-842.

⁷⁵ Hof van Beroep Brussel, Arrest (Appeal Judgment), 14 September 2017, Case No. 2017/2911, pp. 14-17.

⁷⁶ *Ibid.*, p. 16.

⁷⁷ Terrorism Act 2000 c.11. 同法は、The Prevention of Terrorism (Temporary Provisions) Act 1989 及び The Northern Ireland (Emergency Provisions) Act 1996 に取って代わったものである。

⁷⁸ Terrorism Act 2006 c.11.

⁷⁹ Counter-Terrorism Act 2008 c.28.

又は安全に対し重大な危険を作り出すこと、電気システムへの重大な介入又は妨害を企てること、の何れかに該当する英国内外の行為（あるいはそれらの脅威）であって、英国政府・英国の地方自治体・外国政府・政府間国際組織に影響を及ぼすか英国内外の公衆を脅迫する意図で、政治的・宗教的・人種的・イデオロギー的主義主張を促進する目的をもって、故意になされるもの」を意味する（第1条）。

2000年テロリズム法上の広範なテロ行為の定義は、人道法が規律する武力紛争法下の敵対行為にも及ぶのか。まさにこの点が争われた重要な裁判例として、2013年「モハメド・ガル事件」英国最高裁判決⁸⁰がある。その経緯は次のようである。リビア生まれの英国国民であるガル氏は2009年、アル・カーイダやターリバーン等の指定テロ組織のメンバーがイラクやアフガニスタンの米・英等有志連合軍その他の軍事目標を攻撃している映像を含むビデオをインターネット上にアップロードしたとして、2006年テロリズム法第2条の規定する「テロ表現物頒布（dissemination of terrorist publications）」罪⁸¹の嫌疑で逮捕・起訴された⁸²。2011年第一審は、戦闘員資格をもつ有志連合軍メンバーによる攻撃は（戦争犯罪となり得るものの）テロ行為ではないのに対して、アル・カーイダやターリバーン等による有志連合軍への攻撃は2000年テロリズム法（及び2006年テロリズム法）上のテロ行為に該当するところ、ガル氏が頒布したビデオ上の行為は後者に当てはまるとして、彼をテロ表現物頒布で有罪（懲役5年）と決定した⁸³。これに対し控訴⁸⁴及び上告したガル氏の中心的な主張は、当該ビデオ上の行為が生じたイラクやアフガニスタンでの非国際的武力紛争において反徒軍が国家軍や有志連合軍に対して行う軍事活動は、2000年テロリズム法上のテロリズムの定義に含まれないと解釈すべきである、その理由は、2000年テロリズム法が英国の拘束される国際法を履行するものゆえ国際法と両立するように解釈すべきところ、国際法上テロの定義について一般的合意がないもの—非国際的武力紛争において反徒軍が国家軍や有志連合軍に対して行う軍事活動がテロの概念に含まれない点では一般的な理解が存在するからだ、という⁸⁵。

このようなガル氏の主張に対して最高裁は、非国際的武力紛争において反徒軍が国家軍や有志連合軍に対して行う軍事活動がテロの概念に含まれないという考え方に対し相当な国際的支持がある

⁸⁰ The UK Supreme Court, *R v. Mohammed Gul*, Judgment, 23 October 2013, [2013] UKSC 84 [hereinafter, “2013 *Gul* Judgment”].

⁸¹ 同罪は、「読書・視聴用のあらゆる表現物で、その内容が直接又は間接にテロ行為の実行・準備・扇動を奨励するものとオーディエンスに理解されうるもの（＝テロ表現物）を、故意に又はそうと知るべきにも拘らず気かけずに（＝未必の故意ないし認識ある過失をもって）、配布し、流通させ、[...]又は電子的に通信する行為」とされ、7年以下の懲役又は/及び罰金に科せられる。

⁸² 2013 *Gul* Judgment, paras. 2-3.

⁸³ *Ibid.*, paras. 4-7.

⁸⁴ 2012年控訴審は第一審判決を支持した（*Ibid.*, paras. 8-9）。第一審判決を補足していわく、非国際的武力紛争において反徒は戦闘員資格を持たずそれらの行為は常に国内法に服するものであり、かつ、諸国の国内法は反徒軍による国家軍への軍事攻撃をテロの定義から明示的に除外していない、そして国際法は当該軍事攻撃を国内法がテロと定義づけることを明示的に禁止していない、と。See, Court of Appeal of England and Wales (Criminal Division), *R v. Mohammed Gul*, Case No. 2011/01697/C5, [2012] EWCA Crim 280, paras. 28-31 and 47-49.

⁸⁵ 2013 *Gul* Judgment, paras. 24 and 45.

⁸⁶ 2013 *Gul* Judgment, para. 45.

としても、それは国内法の解釈に当たり参照すべきとするだけの国際法規範には達しておらず、2000年テロリズム法上のテロの定義を裁判所が制約的に解釈すべき根拠とはならない、と答えた⁸⁶。敷衍していわく、包括的テロ防止条約案の起草過程ではその適用除外規定—「武力紛争における軍隊の活動」—の解釈をめぐる未だ諸国の見解が一致せず、幾つかの反テロ条約及び欧州評議会反テロ条約⁸⁷はテロの定義から「武力紛争における軍隊の活動」を除外すると明記するもののその正確な意味については議論があり、別の反テロ条約にはかかる適用除外規定が置かれていないことからテロの定義の方法において不整合性が見られ⁸⁸、また、非国際的武力紛争において戦闘員資格をもたない反徒軍構成員の行為は常に国内法に服するところ、テロを定義する42の国内法のうち当該定義から「軍事攻撃」を明示的に除外するものはせいぜい7つで、「武力紛争における軍隊の活動」を明示的に除外するものは皆無である⁸⁹、と。最高裁は、テロ資金供与防止条約については、その適用範囲から非国際的武力紛争における反徒軍の国家軍に対する軍事活動を除外する意図で起草されたと認めつつ、同条約の履行に当たり締約国（英国を含む）はそれが義務付けるよりも広い範囲で犯罪化することを禁止されていないとした⁹⁰。こうして最高裁は、控訴審と同様の論理と結論で、ガル氏の主張を退けた。

上記最高裁の論旨は、他のどの同種の国内裁判よりも踏み込んでテロ行為の定義に関する国際法の検討を行っている点で、評価できる。しかし、その内容には次のような批判が当てはまる。第1に、前節で見たようにカナダ及びベルギーの国内法は「武力紛争における軍隊の活動」—前者はより広範に武力紛争時のあらゆる行為で人道法上合法なもの—をテロ行為の定義から除外していたので、『武力紛争における軍隊の活動』を明示的にテロの定義から除外する国内法は皆無」とした最高裁の指摘は、事実認識として端的に間違っている。第2に一より重要なことに—最高裁は、非国際的武力紛争において反徒軍が国家軍や有志連合軍に対して行う軍事活動がテロの概念に含まれないという国際法が確立していない理由として、そのような慣習国際法が存在しないことを挙げているが、ここには論理の飛躍がある⁹¹。つまり、慣習化するに至ってなくとも条約上の国際法は存在するからである。よって、最高裁が検討すべきだったのは、英国が拘束される諸反テロ条約上、人道法の規律対象である反徒軍の敵対行為はテロ犯罪と見做されるのか、それに関する国際法上妥当な条約解釈はいかなるものか⁹²、であった。この点に関連して第3に、最高裁は、テロ資金供与防止条約については武力紛争における反徒軍の国家軍に対する軍事活動をテロ

⁸⁷ 判決では明示されていないが、正確には、2005年欧州評議会テロ防止条約第26条5項を指す。

⁸⁸ 2013 *Gul Judgment*, paras. 46-48.

⁸⁹ *Ibid.*, paras. 50-51.

⁹⁰ *Ibid.*, paras. 52-53.

⁹¹ K. Trapp, “The Interaction of the International Terrorism Suppression Regime and IHL in Domestic Criminal Prosecutions: The UK Experience,” in D. Jinks et al.(eds.), *Applying International Humanitarian Law in Judicial and Quasi-Judicial Bodies – International and Domestic Aspects* (T.M.C. Asser Press, 2014), p. 176.

⁹² A. Coco, “The Mark of Cain: The Crime of Terrorism in Times of Armed Conflict as Interpreted by the Court of Appeal of England and Wales in *R v. Mohammed Gul*” *Journal of Int'l Criminal Justice*, Vol. 11 (2013), p. 435.

⁹³ もっとも、国際的武力紛争においては、戦闘員資格をもつ国家軍（及び第1追加議定書締約国にとっては人民解放団体軍）による人道法上合法的な敵対行為を（彼／彼女らを捕えた敵国の）国内法がテロ行為と定めて処罰することは、国際法上禁止されていると解される。Trapp, *supra* note 91, p. 177.

犯罪から除外しているという解釈が妥当としつつ、締約国の裁量で当該活動をもテロ犯罪とする国内法を制定することが国際法上禁止されているわけではないとする⁹³。その理由は、最高裁も示唆するように、反徒軍構成員は戦闘員資格をもたずその行為は全て国内法上違法であり、人道法はこのことを禁止していないからということである。反徒軍のすでに国内法上違法で犯罪である行為をテロ犯罪とラベリングしたところで大差はないという認識なのだろう。しかし、第II章の最後で指摘したように、人道法遵守如何に拘らず国内法上犯罪だからといって、さらに国際法（反テロ条約）上テロ犯罪として加重的に非難することは、反徒から人道法遵守の誘因を完全に奪おうとするものゆえ人道法に対する大きな挑戦なのである。

(2) イタリア

9.11事件を受けてイタリア刑事法典⁹⁴は2001年12月に改正され、新たに追加された第270条 *bis* で初めて「国際テロリズム犯罪」（イタリア政府やイタリア所在の人・物を対象とするテロ行為に限られない）が規定されることになった⁹⁵。それによれば、「何人も、テロリズム又は民主的秩序の破壊を意図して暴力行為を実行する目的をもつ団体を奨励し、設立し、組織し、指揮し又は資金提供する者は、処罰される。[…略…] そのような団体に参加する者も、処罰される」。もっとも、当該規定はテロ行為を定義しているとは言い難く、具体的なテロ行為を示してもいなかった。そこで、2005年7月に第270条 *sexies* として改正され⁹⁶、次のようにテロ行為が定められた。すなわち、「あらゆる暴力行為であって、その性質上又は状況上、公衆に重大な脅威を与え、政府若しくは国際組織に何らかの作為若しくは不作為を不当に強要し、又は、国家若しくは国際組織の基本的な政治・憲法・経済・社会構造を著しく不安定化し若しくは破壊することを目的として、故意になされる、国家若しくは国際組織に重大な損害をもたらす行為、及び、その他のあらゆる行為であって、イタリアを拘束する条約その他の国際法上、テロ行為と見做されるもの」である。次項で見るイタリア裁判例が示すように、第270条 *sexies* は、EU「テロリズムと戦う閣僚理事会枠組決定」（後述）第1条及び第2条にいうテロ行為の定義を採用しつつ、他の関連の国際法—とりわけテロ資金供与防止条約—上のテロ行為の規定も調和的に取り込んだものとされる。

他国（イラク等）で生じている武力紛争に参加する者をイタリア国内で徴募し当該他国に拠点を置く—安保理決議により指定された—テロ組織（アンサル・アル・イスラム）で訓練を施すために派遣したとして、外国人（北アフリカ出身者3名）がイタリア刑事法典第270条 *bis* 3項の規定する「イタリア及び外国における国際テロリズムを目的とする関連活動」の嫌疑で刑事裁判にかけられ、被疑者の行為が同規定にいう「国際テロリズム」に該当するかが問題とされる事件が発生した。

⁹⁴ Codice Penale (Regio Decreto 19 ottobre 1930, n. 1398).

⁹⁵ L. Aleni, “Distinguishing Terrorism from Wars of National Liberation in the Light of International Law” *Journal of Int’l Criminal Justice*, Vol. 6 (2008), pp. 525-526.

⁹⁶ *Ibid.*, p.526.

⁹⁷ Tribunale of Milan, *Bouyahia Maher Ben Abdelaziz et al.*, Judgment of 21 April 2005, *Diritto e Giustizia* (27 April 2005), para. 2 a.

⁹⁸ Corte di Assise di Appello di Milano, *Bouyahia Maher Ben Abdelaziz et al.*, Judgment of 28 November 2005, *Diritto e Giustizia* (18 January 2007), pp. 31-34.

2005年第一審判決は、当該行為が軍事目標に向けられ文民を威嚇する目的を有していない点等を理由に否定的に答えたのに対し⁹⁷、2005年控訴審判決は一結論は同じくテロ行為に該当しないとしたが一次のようなより明確かつ注目すべき理由を示した⁹⁸。いわく、第270条 *bis* にいう「国際テロリズム」の意味は、EU法や国際法を調和的に取り込んだ第270条 *sexies* に照らして明確化すれば、平時とは違い⁹⁹武力紛争における軍隊の活動がテロに該当するためには、人道法違反行為のうち文民を直接対象とする暴力行為でなければならず、軍事目標に向けられた暴力行為で文民に付随的損害を生じさせるもの（いわば文民に間接的に向けられた行為）は一人道法違反であり戦争犯罪ともなり得るが—テロには該当しない、と。これに対し2006年最高裁判決は、控訴審と同じく第270条 *sexies* に照らして武力紛争時のテロ行為の意味を導き、つまり、文民その他の敵対行為に直接参加しない者に対する、住民を威嚇し又は何らかの作為若しくは不作為を政府若しくは国際組織に対して強要する目的で、イデオロギー的・宗教的・政治的主義主張をもって行われる暴力行為を意味するとして上で、控訴審とは異なり、軍事目標に向けられた暴力行為で文民に付随的損害を生じさせるものも、文民の生命・身体に対し不可避的に重大な付随的損害が及ぶことを行為者が予見していた場合には—住民を威嚇する意図が認められるゆえ—テロ行為に該当するとした¹⁰⁰。

上記イタリア裁判例を批評すれば、第1に、控訴審・最高裁とも、平時と武力紛争時とでテロ行為の内容が異なるとしつつ、武力紛争においても—第1章で述べたように人道法上不要と思われる—イデオロギー的・宗教的・政治的動機及び政府・国際組織に何らかの作為若しくは不作為を強要する目的といった要素をテロ行為の要件としている点で、妥当でない。第2に、控訴審・最高裁ともテロ行為は人道法上違法な行為に限られるとしており、かつ、本件は（明示していないが）反徒の行為に関わることから、反テロ条約上の「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」の適用除外規定を、国家軍と同じく反徒軍もその人道法上合法的な活動はテロ犯罪と見做されないと解釈しているに等しい。第3に、控訴審と最高裁で判断が分かれたのは、人道法上違法な行為のうち、文民に直接向けられた暴力行為に加えて、軍事目標に向けられたが文民に付随的損害を生じさせるものも、テロ行為と見做し得る否かであったところ、これは第1追加議定書第51条2項及び第2追加議定書第13条2項の定める「文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為」の解釈に関わる。本稿ではその詳細に立ち入らないが¹⁰¹、少なくとも指摘できるのは、文民への付随的損害が人道法上違法となるのは単に「重大」であるからではなく、「軍事的利益との比較において過度」である場合ゆえ、この点において最高裁の判断は誤っているということである。

4 武力紛争における軍隊の活動の適用除外規定への新規な解釈？—欧州連合（EU）

⁹⁹ 平時においては、公衆を直接対象としない行為もテロとなり得る、という。

¹⁰⁰ Corte di Cassazione, *Bouyahia Maher Ben Abdelaziz et al.*, Judgment of 11 October 2006, CXXXII Foro Italiano (2007), p. 83, paras. 2.1 and 2.2, and p. 88, para. 4.1. 破棄差戻しを受けた控訴審は2007年10月23日に当該最高裁判決を再確認し、被疑者をテロ犯罪のゆえに有罪と決定した。

¹⁰¹ 何れの解釈が妥当かは争いがあるとされる。See, Saul, *supra* note 46, p. 295.

¹⁰² Council Common Position of 27 December 2001 on the application of specific measures to combat terrorism, 2001/931/CFSP, OJ 2001 L 344/93.

9. 11 事件を受けて EU は、まず、上述の安保理決議第 1373 号を実施するため「共通外交・安全保障政策」の下、2001 年 12 月 27 日「テロリズムと戦うための特別措置の適用に関する閣僚理事会の共通の立場」（以下「反テロ措置理事会立場」）¹⁰²及び「テロリズムと戦うための特定の個人と実体に対する特別制限措置に関する閣僚理事会規則」（以下「反テロ措置理事会規則」）¹⁰³を採択した。「反テロ措置理事会立場」は、「テロ行為（terrorist acts）」に関与し附属書にリスト化された個人・団体・実体に適用されるとした上で（第 1 条 1 項）、そこにいう「テロ行為」を次のように定義した（同条 2 項）：住民に重大な脅威を与えること、政府若しくは国際組織に特定の作為若しくは不作為を不当に強要すること、又は、国家若しくは国際組織の基本的な政治・憲法・経済・社会構造を著しく不安定化し若しくは破壊することを意図して、故意になされる、殺害、誘拐、航空機・船舶の奪取など 11 の類型の行為で、その性質上又は状況上、国家若しくは国際組織に重大な損害を与える行為。この定義は、テロ資金供与防止条約を参照しつつ、意図の要件に「国家若しくは国際組織の基本的な政治・憲法・経済・社会構造を著しく不安定化し若しくは破壊すること」を加えている点で、同条約より広い定義となっている。そして、そのようなテロ行為に関与する個人や団体を附属書にリスト化する手続が定められた（同条 4 項）¹⁰⁴。

また、「反テロ措置理事会規則」は、「反テロ措置理事会立場」と同一の「テロ行為」の定義を採用し（第 1 条 4 項）、「反テロ措置理事会立場」と同一の手続に従い理事会が全会一致で個人・団体・実体のリストを作成・再審査・修正するとした上で（第 2 条 3 項）、当該リスト化された個人・団体・実体に所属し又は所有若しくは占有されている全ての資産その他の経済資源は原則として凍結され（第 2 条 1 項 (a)）、当該リスト化された個人・団体・実体に対する又はそれらのための金融サービスの提供は原則上禁止されるとした（第 2 条 2 項）。そして、2001 年 12 月 27 日の決定¹⁰⁵で閣僚理事会は、「反テロ措置理事会規則」が適用される個人・団体・実体の最初のリストを作成した。

次に EU は、「司法・内務協力」の下で、加盟国間で国内法上のテロ犯罪の定義を調和させ適切な処罰と刑事裁判権の設定・調整を行うため 2002 年 6 月 13 日「テロリズムと戦う閣僚理事会枠組決定」（以下「反テロ理事会枠組決定」）¹⁰⁶を採択した。それは、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が定義した「テロ行為」と同一の内容で「テロ犯罪（terrorist offences）」を定義している（第 1 条及び第 2 条）。他方、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」とは異なり、「反テロ理事会枠組決定」はその前文第 11 項で、その適用除外に関する規定—第 II 章第 3 節で見た爆弾テロ防止条約第 19 条 2 項、核テロ防止条約第 4 条 2 項、及び核物質・原子力施設防

¹⁰³ Council Regulation (EC) No. 2580/2001 of 27 December 2001 on specific restrictive measures against certain persons and entities with a view to combating terrorism, OJ 2001 L 344/70.

¹⁰⁴ 「附属書のリストは、権限ある当局が、重要かつ信頼性ある証拠 [...] に基づきテロ行為の実行 [...] の嫌疑につき捜査又は起訴を開始するかどうか拘らず、当該個人・団体・実体に関して決定を行ったことを示す関連書類中の正確な情報ないし資料に基づいて、作成されねばならない」。

¹⁰⁵ Council Decision of 27 December 2001 establishing the list provided for in Article 2 (3) of Council Regulation (EC) No. 2582/2001, 2001/927/EC, OJ 2001 L 344/83.

¹⁰⁶ Council Framework Decision of 13 June 2002 on combating terrorism, 2002/475/JHA, OJ 2002 L 164/3.

護条約第2条4項(b)と同一のもの—を置いている。すなわち、「国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法により定義され規律されるもの、並びに、国家の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この枠組決定によって規律されない」と。「反テロ理事会枠組決定」は、2008年に対象犯罪を拡大するよう改正され¹⁰⁷、さらに2017年3月15日「テロリズムと戦うための欧州議会及び閣僚理事会指令」（以下「反テロ議会・理事会指令」）¹⁰⁸によって代替されることとなった¹⁰⁹。「反テロ議会・理事会指令」は、前文第37項で、「当該指令は、国際法（国際人道法を含む）に基づいて加盟国が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない」という文言—爆弾テロ防止条約第19条1項、核テロ防止条約第4条1項、及び核物質・原子力施設防護条約第2条4項(a)と同一のもの—を追加した上で、上記「反テロ理事会枠組決定」前文第11項と同じ適用除外規定を置く¹¹⁰。

閣僚理事会は、2006年の決定¹¹¹で、スリランカの反政府武装組織タミル・イーラム解放の虎（以下「LTTE」）を上述のリストに含めた（第1条）¹¹²。これに対し2011年4月、LTTEは、「反テロ措置理事会規則」のリスト化規定を実施する関連の理事会規則の無効を求める訴えをEU一般裁判所に提起した。2014年10月16日の判決¹¹³でEU一般裁判所は、LTTEとスリランカ政府との武力紛争は人道法が規律するので「反テロ措置理事会規則」は適用されないとの原告LTTEの主張¹¹⁴に対し、武力紛争における軍隊の活動には人道法のみならず反テロ条約も矛盾なく重疊的に適用されるのであり（テロ資金供与防止条約がその例）¹¹⁵、また、「反テロ措置理事会規則」は刑事法にかか

¹⁰⁷ Council Framework Decision of 28 November 2008 amending Framework Decision 2002/475/JHA on combating terrorism, 2008/919/JHA, OJ 2008 L 330/21.

¹⁰⁸ Directive (EU) 2017/541 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on combating terrorism and replacing Council Framework Decision 2002/475/JHA and amending Council Decision 2005/671/JHA, OJ 2017 L 88/6.

¹⁰⁹ 「枠組決定」は、達成すべき結果につき加盟国を拘束するがその方法・形式については各加盟国の裁量に委ね、加盟国の国内法上直接効果をもたないのに対し、「指令」は、その内容の明確性などの条件を満たす限りで直接効果をもち、国内実施不履行の加盟国に対しては義務不履行訴訟も提起され得る。

¹¹⁰ 加えて、続く第38項において、「国際法（国際人道法を含む）において認められた公平な人道団体による人道活動の提供は、EU司法裁判所の判例法を考慮しつつ、当該指令の対象外とする」と述べる。これは、軍隊以外の主体が武力紛争時に行う人道法上合法的な活動を反テロ規制が違法としないことを断るもので、他のどの反テロ条約にも明記されていなかったものとして注目される。もっとも、「EU司法裁判所の判例法を考慮」することが何を意味するのか、不明な点も残されている。

¹¹¹ Council Decision of 29 May 2006 implementing Article 2(3) of Regulation (EC) No. 2580/2001 and repealing Decision 2005/930/EC, 2006/379/EC, OJ 2006 L 144/21.

¹¹² LTTEは後続の理事会決定及び規則により引き続きリストに掲載され、提訴当時は2010年の理事会規則（Council Implementing Regulation (EU) No 610/2010 of 12 July 2010 implementing Article 2(3) of Regulation (EC) No. 2580/2001, OJ 2010 L 178/1）によりリスト化されていた。

¹¹³ Judgment of the General Court, *Liberation Tigers of Tamil Eelam (LTTE) v. Council of the European Union*, Cases T-208/11 and T-508/11, 16 October 2014, ECLI:EU:T:2014:885 [hereinafter, 2014 *LTTE Judgment*].

¹¹⁴ 2014 *LTTE Judgment*, paras. 41-43.

¹¹⁵ 被告閣僚理事会（及び訴訟参加者となった欧州委員会）の主張でもある。2014 *LTTE Judgment*, paras. 47 and 49.

¹¹⁶ 2014 *LTTE Judgment*, paras. 56, 60-65, 72-75 and 81-82.

わる「反テロ理事会枠組決定」に従って採択されたわけではないので、後者に置かれた武力紛争時の軍隊の活動に関する適用除外規定は前者に当てはまらないとして退けた¹¹⁶。他方で裁判所は、当該関連の理事会規則が、LTTE がテロ行為に関与したとの権限ある当局による決定に全く言及していないことから、閣僚理事会は「反テロ措置理事会立場」第1条及びEU法行為の根拠を表明すべき義務に違反したと判断し、この点を理由にLTTEに関する限りで当該関連の理事会規則を無効とした¹¹⁷。

LTTEはEU一般裁判所への提訴後、その判決が出るまでに、EU加盟国オランダとの係争¹¹⁸にも関わった。その経緯の概要は次のようである¹¹⁹。2010年6月8日オランダ外務省は、安保理決議及びEU法を実施する国内法（2007年反テロ法）に基づき、上述のようにリスト化されたLTTEのための資金収集にA氏その他が関与していること等を理由に、その資産を凍結する命令を発した。この命令に対するA氏らの数度にわたる異議申立てがオランダ外務省によって退けられ、オランダの行政裁判所（下級審）へのA氏らの訴えも退けられた後、2012年にA氏らはオランダ最高行政裁判所（the Administrative Jurisdiction Division of the Raad van State）に上訴した。その主張は—上記2011年のEU一般裁判所への提訴でLTTEが行ったのと同様—LTTEとスリランカ政府との武力紛争は人道法が規律するので「反テロ措置理事会規則」は適用されず、よってLTTEは後者が定めるテロ行為に関与する団体でないにも拘らずリスト化されたのは違法である、というものであった。オランダ最高行政裁判所は、その判断を保留して2014年4月2日、EU司法裁判所に先決裁定（EU運営条約第267条）を要請し、LTTEを資産凍結対象にリスト化してきた閣僚理事会の一連の法行為が有効であるかを問うた。

その理由は次のような同裁判所の考慮による。第1に、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が定める「テロ行為」と「反テロ理事会枠組決定」が定める「テロ犯罪」とは同一の内容であるが、「反テロ理事会枠組決定」は「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」をテロ犯罪とは見做さない—少なくとも加盟国がそのように判断する裁量を認めている—（前文第11項）のに対して、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」は同様の規定を置いていないところ、後者にいう「テロ行為」についても「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」は除外されると解釈できるのではないか。第2に、ジュネーヴ諸条約、第1・第2追加議定書、爆弾テロ防止条約第19条2項、核テロ防止条約第4条2項、欧州評議会テロ防止条約第26条5項、及び人質行為防止条約第12条に鑑みれば、「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」はテロ行為とは見做されないという国際的なコンセンサスが存在しているのではないか—もっとも、テロ資金供与防止条約第2条1項(b)、文民条約第33条及び第2追加議定書第4条2項(d)

¹¹⁷ 2014 *LTTE Judgment*, paras. 147, 149, 189, 203 and 225-226. これに対し閣僚理事会が2014年12月に上訴し、2017年にEU司法裁判所は判決を下したが（*Judgment of the Court (Grand Chamber), Council of the European Union v. LTTE et al.*, Case C-599/14 P, 26 July 2017, ECLI:EU:C:2017:583）、内容の検討に入ることなく棄却したため、人道法についても何ら触れられていない。

¹¹⁸ *Judgment of the Court (Grand Chamber), A and Others v. Minister van Buitenlandse Zaken*, Case C-158/14, 14 March 2017, ECLI:EU:C:2017:202 [hereinafter, 2017 Judgment].

¹¹⁹ 2017 Judgment, paras. 43-52.

は、文民その他の敵対行為に直接参加しない者に向けられない限りで「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」はテロ行為とは見做されないと条件を付けているように解しうるが、第3に、閣僚理事会がLTTEをリスト化した理由として、LTTEが2005年8月から2009年4月にかけてスリランカで行った一連の攻撃を挙げ、それらがLTTEとスリランカ政府の間の武力紛争と関連していることを示していること、オランダ外務省が2009年8月の覚書で第2追加議定書第1条に基づき、2009年5月18日まで当該武力紛争は非国際的武力紛争であったと説明していること、さらに、国連難民高等弁務官が2009年7月まで当該紛争を「武力紛争」と性格づけていることに照らせば、閣僚理事会が一連の決定及び規則でLTTEをリスト化してきた根拠となるその行為は「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」に該当するのではないかと。

このようなオランダ最高行政裁判所の要請に対して、EU司法裁判所は、まず、上記第3の点につき、リスト化の根拠となったLTTEの行為が「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」に該当するかどうかに答え得るだけの情報を持ち合わせていないとして、回答しなかった¹²⁰。次に、上記第1・第2の点についてEU司法裁判所は、それらは共に一連の理事会決定及び規則によるLTTEのリスト化が有効であるかに関わるとした上で、次のように答えた¹²¹。すなわち、第1の点につき、本件で問題となっている一連の理事会決定及び規則のような制限措置を定める規定は、「共通外交・安全保障」下で採択されたという点のみならず、どのような歴史的文脈で採択されたかという点も考慮して解釈されねばならない。すると、EUの法行為は、「司法・内務協力」分野において加盟国間で「過去のテロ犯罪を処罰する」法を調和させる目的のもの—「反テロ措置枠組決定」—と、「共通外交・安全保障政策」分野において「資産凍結により将来のテロ行為を防止する」目的のもの—「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」—とを区別する必要がある。よって、「反テロ措置枠組決定」にいう「テロ犯罪」及びその前文第11項が定める適用範囲—「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」の適用除外—は、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」にいう「テロ行為」を解釈する上で関連性をもたない、と。

続いて第2の点につきEU司法裁判所は、EUはジュネーヴ諸条約のような人道法条約及び反テロ条約の当事者ではないことを断りつつ¹²²（だからといって当該条約がEUを拘束する慣習国際法と抵触するわけではないとしつつ）、当該条約は「武力紛争における軍隊の活動」が、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」の上記目的における「テロ行為」に当たるとすることを妨げるものではないという¹²³。その理由は次の大きく2つである。1つは、文民条約及び第1・2追加議定書の関連規定が示すように、人道法は、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」とは異なる目的とメカニズムを有しており、人道法の枠外で防止措置のための法が採用されるの

¹²⁰ *Ibid.*, para. 76.

¹²¹ *Ibid.*, paras. 79-85.

¹²² もっとも、2005年欧州評議会テロ防止条約については、EU自体も—その権限に該当する範囲内で—締約国となっている。Council Decision (EU) 2015/1913 of 18 September 2015 on the signing, on behalf of the European Union, of the Council of Europe Convention on the Prevention of Terrorism, OJ 2015 L 280, p. 22.

¹²³ 2017 Judgment, para. 87.

¹²⁴ *Ibid.*, paras. 88-91.

を禁じるものではないゆえ、仮に本件の LTTE の行為が「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」に該当し人道法上合法であったとしても、そのこととは別個に、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が当該行為をテロ行為と分類することを禁止されるわけではないからである¹²⁴。もう1つの理由は、反テロ条約について、テロ資金供与防止条約は武力紛争における軍隊の活動も一市民その他の敵対行為に直接参加しない者に向けられる限りで一対象のテロ犯罪に含め（第2条1項(b)）、当該対象犯罪に使用される資産を凍結する措置を義務付けるが（第8条1項）、そのことは当該対象犯罪以外のテロ犯罪につき資産凍結措置をとるのを妨げるものではないし、また、爆弾テロ防止条約はその前文第12項で「この条約の適用範囲から一定の行為が除外されることが違法な行為を容認し又は合法化するものではない」としていることから、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が当該行為をテロ行為として違法化することを禁止されるわけではなく、さらに、その他関連する何れの反テロ条約も、「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」を適用除外としつつ、締約国が当該行為をテロ行為と定めたり当該行為を防止する措置をとったりするのを禁じるものではないからだ¹²⁵、と。

以上から EU 司法裁判所は、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」は、「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」—これに本件の LTTE の行為が該当すると仮定して—が「共通外交・安全保障政策」分野での EU 法行為の目的において「テロ行為」に該当すると定めているものと解釈されねばならないとし、したがって一連の理事会決定及び規則による LTTE のリスト化は有効である、と結論付けた¹²⁶。

人道法と反テロ条約（EU 法を含む）の関係について上記の 2014 年 EU 一般裁判所判決と 2017 年 EU 司法裁判所判決を比較すると、興味深い相違が見出される。前者は、武力紛争における軍隊の活動について人道法と反テロ条約が矛盾なく重疊的に適用される、つまり、人道法上違法な行為が反テロ条約上のテロ犯罪となることを指摘していたのに対し、後者は、人道法上合法な行為であっても、人道法の枠外でテロ防止を目的とする「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」においてテロ行為とされ、さらには一やや分かりにくい説示だが注意深く読むと—反テロ条約（とりわけテロ資金供与防止条約）においても防止措置（資産凍結）の対象である限りでテロ犯罪と同様に扱われることが認められるとしている。そして、「武力紛争における軍隊の活動で人道法の規律対象」を明示的に適用除外とする爆弾テロ条約についてさえ、締約国がその裁量で人道法上合法な行為を違法化し防止措置をとることを許していると解している。しかし、そのような適用除外規定の解釈は、「(人道法上) 違法な行為を合法としない」旨述べる一判決自身が引用した一爆弾テロ防止条約前文の文言解釈とは合致しないし、何よりも、包括的テロ防止条約案の起草過程に関する本章第1節で触れたように、同条約案は「人道法上違法でない [=合法な] 行為を違法とするものではない」（2005年追加の第18条5項）という点でコンセンサスを得ていたことを無視するものである。他方で、人道法上合法な行為を一テロ犯罪ではなく一テロ防止を目的にテロ行為と定めることは人道法に抵

¹²⁵ *Ibid.*, paras. 92-95.

¹²⁶ *Ibid.*, paras. 97-98.

触れないという新規に見える論理は、どのように評価できるだろうか。

管見の限り、このような EU 司法裁判所判決の論理についての考察は未だ存在しない。私見では、将来のテロ犯罪（人道法違反でもある）を防止するために人道法上の合法／違法に拘らず行政的な措置を広く講じることが効果的だと考える EU のような立場を理解しつつも、人道法に対する影響という観点からは次の事情が見逃せない。つまり、EU 司法裁判所は当該論理を示す中で、本件にかかる法務官（EU 司法裁判所に対して、EU の公益代表者として独立の立場から、各事件のあるべき解決について意見を述べる官職）の意見を引用しているところ¹²⁷、法務官いわく、非国際的武力紛争における敵対行為に直接参加しない者に対する暴力行為は人道法（ジュネーブ諸条約共通第 3 条及び第 2 追加議定書第 4 条 2 項 (d)、第 13 条 2 項）上もテロ行為に当たるから、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が同行為をテロとすることは何ら矛盾を生じない。敵対行為に直接参加する者に対する行為で住民に恐怖を広める目的を有しないものは—国際的武力紛争において戦闘員が適法な害敵手段・方法で行えば人道法上合法だが—非国際的武力紛争においては人道法上合法であっても戦闘員免責がないため国内法上違法とされる、と¹²⁸。ここから読み取れるのは、人道法は、人道法の枠外で国内法が非国際的武力紛争における人道法上合法的な行為を違法とすることを禁じていないように、「反テロ措置理事会立場」及び「反テロ措置理事会規則」が当該行為を—防止を理由に一違法とすることも禁じていない、との考え方ではないだろうか。すでに何度か指摘しているように、人道法遵守如何に拘らず国内法上犯罪だからといって、さらに国際法（反テロ条約）上テロ犯罪として加重的に非難すれば反徒から人道法遵守の誘因を完全に奪うことになるゆえ人道法に対する大きな挑戦なのだとなれば、EU 法上一テロ犯罪という加重的非難でないが—テロ防止の対象として違法と見做すことも、人道法に影響がないとは言えないはずである。

5 小括

包括的テロ防止条約案の起草過程から明らかになったように、多くの欧米諸国は、公務を遂行する国家の軍隊の活動は他の国際法が規律すれば合法／違法に拘らず全て反テロ条約の適用除外となると主張し、それによって実は武力紛争における国家軍の人道法上違法な活動もテロ犯罪と見做さない余地を示唆している。このように人道法上違法な行為が重ねてテロ犯罪とも見做されるのは非国家紛争当事者（反徒）の軍隊のみだと解するだけでなく、さらに幾つかの欧米諸国の国内法及び国際裁判は、反徒軍についてのみ人道法上合法的な敵対行為もテロ犯罪と見做したり、とりわけ安保理が指定したテロリスト・テロ団体であることやその政治的・宗教的・イデオロギーの動機等—人道法上不要な主観的要素—を考慮して反徒軍としての組織性要件を満たしても武力紛争当事者と認めなかったりしている。同様の傾向は、EU 法においても見られる。総じて、人道法上対等な武力紛争当事者であるはずの国家軍と反徒軍を、反テロ国際法を通じて別様に扱う傾向が高まっているといえる。

¹²⁷ *Ibid.*, para. 90.

¹²⁸ Opinion of Advocate General, Sharpston, Case C-158/14, 29 September 2016, paras. 103-109.

V 結語

以上に分析してきたように、反テロ国際法がとりわけ 9. 11 事件後に人道法の構造に対して与えた影響は、次のように整理することができる。

第1に、同一の人道法規律対象行為であっても、国家の軍隊が行えば人道法上違法であるのみだが、非国家紛争当事者（反徒）の軍隊が行えば人道法上違法でありかつテロ犯罪でもあるという違いを設ける傾向が見られる。確かに、人道法上違法という評価は一致しているので人道法の交戦者平等適用原則に反してはいないが、交戦者の一方のみが人道法違反（戦争犯罪）よりもテロ犯罪—戦争犯罪では認められないような一連の広範な特別の結果が国際法及び国内法上伴う—で処罰されることが一般化すれば、間接的ながら人道法に影響を与えずにはおかないのではなかろうか。

第2に、より深刻なことに、反徒軍は一国家軍と対照的に一人道法上合法的な敵対行為についてもテロ犯罪と見做されるという解釈も、有力になりつつある。これは人道法の構造に重大な影響を与える。人道法の交戦者平等適用原則と真向から衝突するだけでなく、反徒による人道法遵守の可能性（人道法の実効性）を低下させてしまうからである。確かに、反徒の行為は国内法上全て違法であるから、それをテロ犯罪としたところで大差はないように見える。しかし、人道法遵守如何に拘らず国内法上犯罪だからといって、さらに国際法（反テロ条約）上テロ犯罪として加重的に非難すれば反徒から人道法遵守の誘因を完全に奪うことになるゆえ人道法に対する大きな挑戦なのだ。同じく、EU法が反徒の人道法上合法的な敵対行為についてテロ防止の対象として違法と見做すことも、テロ犯罪として加重的に非難するには至らないとはいえ、やはり反徒の人道法遵守誘因にマイナスの影響を与えるに違いない。

武力行使に関する国際法（*jus ad bellum*）と人道法（*jus in bello*）とを法的に区別する重要性が従来から論じられてきたように、現代においては、反テロ国際法上の法的評価とは別個に人道法が交戦者に平等に適用されることを確保し、とりわけ反徒が人道法を遵守するよう促すメカニズムを構築する必要性がますます高まっているのではないだろうか。国連では近年、「武力紛争における文民の保護」が重要な課題と認識されているところ、国連事務総長は2004年の報告書で、反徒による人道法の遵守促進及び反徒支配地域の文民への人道支援には当該反徒との対話が不可欠であるにも拘らず、それら反徒をテロ組織と指定することがそのような対話を妨げていると述べ¹²⁹、さらに2009年の報告書では、文民に対する敵対行為の影響を回避し、人道的ニーズのある文民にアクセスし、人道援助が安全に遂行されるためには、「国家・非国家に拘らず全ての紛争当事者との一貫した持続

¹²⁹ “Report of the Secretary General to the Security Council on the protection of civilians in armed conflict” UN Doc. S/2004/431 (2004), para. 41.

¹³⁰ “Report of the Secretary General on the protection of civilians in armed conflict” UN Doc. S/2009/277 (2009), paras. 39-40.

的な対話」が必要であり、とりわけ反徒による人道法遵守を促すため「反徒に対するシステム化された関与（systematic engagement）」が重要であるとしている¹⁹⁰。もっとも、反徒への人道法適用はその法的地位に何ら影響を与えないとはいえ（ジュネーブ諸条約共通第3条4項）、反徒が人道法を遵守するよう促す取組みは反徒への関与を一段と高めるものだけに、国家の側に一法的ではなくとも政治的な一正統性の懸念を生じさせずにはおかない。ここに9.11事件後の反テロ色を強める国際環境が加わって、人道法遵守を目的とする反徒への関与には、一層大きな逆風が吹いている。しかし、現に生じている組織的な暴力を抑制する数少ない法的装置である人道法はその存在意義を容易に否定されるものではなく、我々は「テロの時代」にあっても、否そのような時代だからこそ、武力紛争犠牲者を保護し紛争後の平和回復を促すという人道法の基本的役割を改めて想起すべきように思われる。

（完）

本稿は平成30年度宮崎公立大学学長裁量助成事業の助成を受けたものである。

